

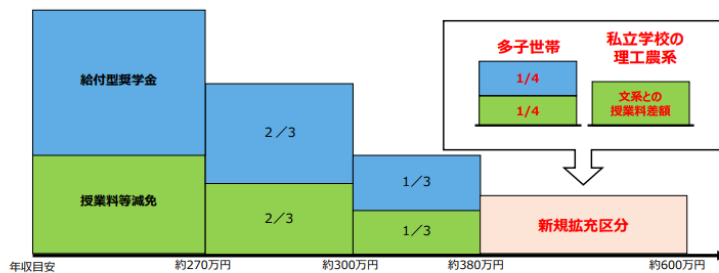
令和6年度から奨学金制度の改正 (授業料減免等の中間層への拡大)

授業料等減免と給付奨学金をセットで行う 「高等教育の修学支援新制度」について

令和6年度からの奨学金制度の改正(授業料減免等の中間層への拡大)

学部段階(大学・短大・高専・専門学校)向け
授業料減免等の中間層への拡大

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う「高等教育の修学支援新制度」について、子育て支援等の観点から、多子世帯の中間層に支援対象を拡大。あわせて理工農系の中間層にも拡大。



<支援対象>

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収600万円程度までの学部段階(大学、短大、高専4・5年生、専門学校)
- ・多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯(扶養する子が3人以上いる間、第1子から支援)が対象
- ・理工農系支援：学問分野をまたがる学部・学科も、授与する学位の分野に理学・工学・農学が含まれば対象

<支給水準>

- ・多子世帯支援：全額支援の1/4支援(給付型奨学金と授業料等減免)
- ・理工農系支援：私立学校における文系との授業料差額
(人文・社会科学系との授業料に差が生じていることに着目し、私立の学校を対象に支援)

【奨学金の改正について】文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 奨学金事業の充実
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm

【理工農系支援の対象機関について】文部科学省ホームページトップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 高等教育の修学支援新制度の対象機関(確認大学等) > 理工農系学部学科の対象機関リスト(令和5年12月1日)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm



↑理工農系の対象機関は、こちらのURLよりご確認いただけます。

文部科学省HPより

(本学には理工農系の学部はありません)

支援対象

- ・新規支援区分の対象は、世帯年収600万円程度までの学部段階
- ・多子世帯支援：扶養するこの数が3人以上である世帯(扶養する子が3人以上いる間第1子から支援)が対象

申込方法

大学公式アプリや入学後に学内のポータルサイトでお知らせしますのでご確認ください。